



千葉県県生文指令第1132号

柏市箕輪358番地1

特定非営利活動法人いもむし

理事長 吉田 登美子

令和2年7月3日に申請のあった特定非営利活動法人いもむしの認定の有効期間の更新については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第5項において準用する同法第45条第1項の規定により更新する。

更新後の認定の有効期間は、令和2年10月6日から令和7年10月5日までとする。

令和2年12月1日

千葉県知事 鈴木 栄 治

